

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 123 号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(老人等の要件)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条第 3 項に規定する老人、心身障害者又は配偶者からの暴力の被害者の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(老人等の要件)</p> <p>第 4 条 条例第 7 条第 3 項に規定する老人、心身障害者、配偶者からの暴力の被害者又は犯罪被害者等基本法（平成16年法律第 161号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等（以下「犯罪被害者等」という。）の要件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>犯罪被害者等 犯罪被害者等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当することにより現在の住宅に居住し続けることが困難となったことが客観的に証明されるものであること。</u></p> <p>ア <u>犯罪被害者等基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。）により収入が減少したこと。</u></p> <p>イ <u>現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたこと。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。